資産税 FP News

税理士法人 FP総合研究所 http://www.fp-soken.or.jp

令和元年 10 月 21 日 No. 685

地方税のダイレクト納付が開始されました

令和元年 10月1日から地方税共通納税システムの運用が開始され、地方税のダイレクト納付が可能となりました。今回は、地方税のダイレクト納付についてご紹介します。

1. 地方税のダイレクト納付の概要

(1) 導入の経緯

以前からインターネットバンキングを利用した地方税の電子納税はありましたが、地方自治体が個々で電子納税のシステムを導入するのは費用がかかってしまうため普及が進みませんでした。この状況を解決するために、「地方税共通納税システム」が開発されました。「地方税共通納税システム」とは、全ての地方自治体への地方税の納付・納入について、自宅や職場のパソコン等から一括して電子納税ができる仕組みです。

つまり、納税用の資金を一度地方税共通納税用の口座に入金し各地方自治体に送金する方法を採用することで、地方自治体 ごとに電子納税のシステムを開発する必要がなくなるとともに、納税者は地方自治体それぞれの口座に納付を行わずに一括 して納税ができるようになります。

(2) 地方税のダイレクト納付とは

地方税のダイレクト納付とは、「地方税共通納税システム」を利用し、事前に指定した金融機関口座から直接税金を納付する方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、税理士等の代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定することも可能です。地方税のダイレクト納付は eLTAX を利用して行うため、利用開始前に eLTAX の利用届出書の提出が必要です※。

※eLTAX とは、electronic (電子)、Local (地方)、TAX (税)からなる造語で、「エルタックス」と読みます。地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

2. 地方税のダイレクト納付の利用方法

地方税のダイレクト納付は下記の手順で行います。

(1)利用届出

eLTAXのホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)から利用届出(新規)を提出する(提出済みの方は不要)。

(2)電子申告

PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアから申告書を作成・送信する。

(3)納付情報入力

納付する税金の種類や納付先などの情報入力、またはCSVファイルの取り込みを行う。

(4)納付方法選択

インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選択する。

(5)納税

取引金融機関のネットバンキングや、事前登録した口座から引き落とされる(即時または指定した日)。

地方税共通納税システムで納税できる税金は下記の6つで、土日祝日、年末年始を除く8時30分から24時まで利用できます(別途、休日に利用できる日もあります)。 なお、利用できない金融機関もあるため、eLTAXのホームページから利用可能金融機関をご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせください。

【利用可能税目】

①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)

3. まとめ

税理士等に既に地方税の電子申告を依頼されている方は、「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」に必要事項を記入・捺印 したものを金融機関に提出すれば地方税のダイレクト納付が利用できるようになります(口座登録まで 1 か月程度かかる場合があります)。

ダイレクト納付を利用すれば納付書を持って金融機関に足を運ぶ必要がなくなり便利です。この機会にぜひ一度ご利用を検討されてみてはいかがでしょうか。

(担当:関 貴人)